

教職大学院認証評価
自己評価書

令和7年6月

京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	3
V	教職大学院の強み、特長	3
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	4
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	5
	基準領域2 教育の課程と方法	7
	基準領域3 学習成果	13
	基準領域4 教育委員会等との連携	15
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	16
	基準領域6 教育研究実施組織	20
	基準領域7 点検評価と情報公表	24
VIII	法令要件事項の確認	26

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教職実践専攻
- (2) 所在地： 京都府京都市伏見区深草藤森町1番地
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成20年度、直近の改組等年度 令和4年度
- (4) 入学定員数（令和7年5月1日現在）： 入学定員数 95人

II 教職大学院の目的

1 教職大学院設置の理念・目的

教職大学院は、高度な実践的指導力を有した教員とスクールリーダーの養成に特化した専門職大学院として設置された。こうした設置目的を実現するために本研究科では学校（連携協力校）、その他の関連施設等を学びのフィールドとし、多様な研究者教員と実務家教員との相互の連携・協働によって、「学部における教員養成教育と現職教員の教職経験の上に、教育の理論と教職実践を深く追究させることにより、教職に関する高度専門的な知識と実践的指導力を統合的に有する教員」を養成することを目的としている（京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則第1条）。そのために理論と実践の融合を図り、教職の専門性を高めることで、複雑多様な教育課題に対応可能な専門的知識と実践的指導力を培うことを重視した教育を展開している。本研究科で養成する教員は、継続的に研究と修養に努め、専門性の向上を図っていくなど、常に研鑽を積む姿勢を持つものである。

以上に示す理念・目的を持った教職大学院を、基幹大学である京都教育大学と連合参加大学（京都光華女子大学・京都産業大学・京都女子大学・京都橘大学・京都ノートルダム女子大学・同志社大学・同志社女子大学・佛教大学・龍谷大学）からなる連合構成大学、そして京都府・市の両教育委員会及び学校（連携協力校）とが協働して、各機関が有している人的資源と蓄積している知的資源を最大限に活かすことができる連合方式によって設置し、理論と実践の融合を図る新たな教育課程と授業方法を開発することで、教職大学院の魅力と可能性を最大限に発揮し、教育界に貢献する（同第2条、第3条）。

令和4年度からは、教育学研究科を改組して教職大学院に組み入れることになり、それに伴い、従来からの連合教職実践研究科を母体とした学校臨床力高度化系と教育学研究科を母体とした教科研究開発高度化系とによって構成することとした（同第9条）。前者は、学校現場において直面している諸課題の背景や問題事象が発生する文脈を読み解き、より質の高い実践力を発揮することができる学校臨床力とその組織化を図るマネジメント力を育成することを目的とし、後者は、教科教育等の専門的内容や教育学や心理学に関する理論や分析手法を身につけ、教材、カリキュラム、学習、学校教育に関わる研究開発を通して、学校教育の質的向上を牽引するような「知」を生み出す教員を育成することを目的としている。

2 養成しようとする教員像

本研究科は、高度な職業的専門性及び豊かな人間性や社会性を備えた力量ある教員、かつ社会の変化に適切に対応し、学校教育が抱える複雑・多様化した教育課題を解決し得る教員の養成を目指している（研究科案内3頁）。

学校臨床力高度化系では、子どもの学び、成長に向き合い、その経験の中で、自らの存在、自らの教師としてのあり方を常に省察するとともに、同僚や関係者、子どもとの対話を通じてその実践を推進する教員の育成並びに学校において教師のあり方を他の教員と共に探究するとともに、学校全体を見渡しながらか、教職員の実践が組織的力として高まっていくことを促すリーダー教員（管理職を含む。）を育成する（研究科案内5頁）。

教科研究開発高度化系では、教科や領域の基礎となる諸科学について専門的な理解を深め、教育（保育）内容と指導法を一体的にむすびつけて授業（保育）を効果的に展開できる高い実践的指導力を身につけた教員を育成する（研究科案内5頁）。

3 教育活動等の基本方針

本研究科は、その理念、目的を実現するために、知性、感性を磨き、学識と教養を豊かにしていくことが必要であると考えている。そのために、学校臨床力高度化系では、「臨床の知」を豊かにすることを基本方針として、学校や関連施設などでの経験とそれを省察することを核とした教育を行っている（研究科案内5頁）。現職教員と希望する学部新卒院生には、児童相談所での実習も実施している。

教科研究開発高度化系では、教育学研究科において培ってきた諸科学の研究基盤を前提とし、教科教育等の専門的内容や教育学や心理学に関する理論や分析手法を学びながら、教科、カリキュラム、学習、学校教育に関わる研究開発を進めることにより、高度な専門性を備えた教員を養成しようとしている（研究科案内5頁）。

Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー（制定日 平成19年11月7日 改定日 令和3年5月12日）

（1）ディプロマ・ポリシー

1. 教師として教育の現状や課題を多様な文脈から読み解く力と今後のあり方を構想する力
2. 教職に必要とされる高度な専門的知見に基盤をおいた実践的指導力
3. 自己の職能を向上させるための実践に基盤をおいた省察力と研究開発力及び組織運営能力
4. 豊かな人間性、社会性と高い職業倫理にねざした職務遂行力

（2）カリキュラム・ポリシー

連合教職実践研究科では、教育及び教科の理論と教職の実践との往還を通じて、教職に関する高度な専門的知識と実践的指導力を統合的に有する教員を養成するために、以下の科目群による教育課程を編成しています。

1. 教職について体系的・総合的に思考・判断する力を育成するために置かれる、「5領域からなる「共通科目」群
2. 学修の成果をまとめる力、教職専門職業人に求められる能力を育成するために、各コースの特性に応じて置かれる「コース必修科目」群
3. 個々の課題意識をさらに深め、幅広い専門的知識に裏付けられた高い実践力を育成するために、各コースの特性に応じて置かれる「コース選択科目」群
4. 学校園での実務的経験を通して教職の実際について理解を深め、教師に必要な人間性、社会性、倫理観を涵養するとともに、自己の職能を向上させるための実践と省察を行うため、1年次と2年次に分けて置かれる「実習科目」「省察科目」群

（3）アドミッション・ポリシー

1. 教職に強い関心を持ち、教育について思考し、学校園づくりの一員として将来活躍しようとする者
2. 実践的な指導や授業を展開する前提となる、基礎的な知識・技能を身につけている者
3. 自らの置かれた状況を客観的に判断して、周りの人たちと協働して主体的に課題を解決しようとする者
4. 教師として社会に貢献しようとする責任感と使命感を持ち、教育の場で中核を担い得る者

令和3年5月12日に改定を行ったのは、教育学研究科を教職大学院に移行させ、連合教職実践研究科を再編したことにより、修正の必要が生じたためである。すなわち、幼稚園教員の養成が加わったこと、教科領域が加わったこと、新たな科目を設定したことなどに伴い、それらの要素を盛り込んだポリシーにする必要があり、見直しを行った。

IV 前回評価からの状況・経緯

令和4年度に大学院の改組を行い、大幅なカリキュラム改革を行った。Ⅱでも述べたように、教育学研究科を教職大学院に改編し、連合教職実践研究科に組み入れることになった。従来からの連合教職実践研究科を学校臨床力高度化系、教育学研究科を教科研究開発高度化系とし、それぞれの系にコース・プログラムを設けることとしている。

学校臨床力高度化系については、教職経験に応じた教育を徹底するため、学部新卒院生を中心として教職経験3年未満の教員を含む初任者教員を養成する初任期教員養成コースと現職教員を対象としてミドルリーダー、スクールリーダーを養成する中核教員・リーダー教員養成コースというコース設定に変更した。教科研究開発高度化系については、教育学、心理学、幼児教育、特別支援教育に関わる領域を対象とした人間発達探究コースと教科に関わる諸領域を対象とする教科学習探究コースというコースを設定し、教科学習探究コースについては、教科横断的な教育を探究する5つのプログラムを設定した。

2つの系は、それぞれに教授会を開催して運営することとしているが、運営委員会は共催で行い、系主任、系副主任の打合せを必要に応じて行い、両系で連携協力しながら運営にあたっている。教科研究開発高度化系が新たに創設されることに伴い、連携協力校を新たに委嘱することになり、両系の合計で公立学校36校、京都教育大学附属学校園6校が連携協力校となり、多くの学校と連携する体制となった。

V 教職大学院の強み、特長

本研究科は、京都の9つの大学が連合し、京都府・市教育委員会とも連携し、10大学、2教育委員会によって構成されている点に強みがある。さらに、京都教育大学において、教育学研究科を母体とした教科研究開発高度化系を組織することにより、教育に関わる諸科学の研究を基盤とした教師教育と教師のさまざまな実践の総体を対象にして「臨床」の知を基盤とする教師教育という異なる原理による教師教育を併存させながら、一つの教職大学院を構成している点にも特長がある。教師教育についての考え方が異なる2つの系が、切磋琢磨し、連携、協力しながら取り組むことで新たな教師教育を創造していくことも可能となる。そのようなビジョンを持ちながら取り組んでいるところである。

本研究科の特長的な取り組みとしては、中国上海師範大学と京都教育大学との間に締結された包括学術交流協定を基に、「上海師範大学教育研修プログラム」を実施していることをあげることができる。大学院レベルで上海師範大学の教職を目指す大学院生と交流し、教育視察・学校見学・実地参加観察・実地教育体験を重点に、中国の文化や教育事情にふれるものである。本プログラムでは、単に文化交流に終始するだけでなく、上海師範大学附属学校で本研究科院生が現地の学校で英語を用いた授業を実施することも行っている。

さらには、本研究科院生が上海で研修を行うだけでなく、上海師範大学から来日する院生を積極的に出迎えている。上海師範大学の院生も、京都教育大学の附属学校や近隣の公立学校で英語を用いた授業を行うため、本研究科院生は水面下でさまざまなサポートを行っている。それぞれ背景や教育制度など文化の異なる者同士が、互いの国で授業を実施し、相互に教育の違いや共通性について考えることを促すように組み込んでいる点で、非常に特徴的なプログラムだといえる。

本プログラムは、コロナ禍でいったん中止されたが、令和5年度より下見をすることから再開し、令和6年度から本格実施を開始した（本研究科の上海研修9月・上海師範大学の来日研修10月）。言葉を含め、多くの課題に直面しながらも対話や交流を通して、院生は日本と中国の教育の違いに気づき、それによって日本の教育を見直すなど、研修で新しい知見を得ている。同時に、国際交流の楽しさも身をもって感じ、多文化教育の重要性にも改めて気づくことができている。これから教員になる院生にとっては非常に有意義なプログラムである。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準 2-1	指摘事項 口述試験においては採点基準が明文化されていないため、改善が求められる。
改善等の状況 別紙資料 1 の通り、採点基準を明文化し、口述試験を実施している。	
(旧) 基準 2-2	指摘事項 学校経営力高度化コースの定員充足率は 50～55 パーセントと入学定員が未充足の状況は改善すべき課題であり、学習ニーズの調査を行うなどして、カリキュラムや広報活動の改善計画を示すなど充足するよう努めることが求められる。
改善等の状況 教職大学院の改組により、教育委員会派遣の教員を中心とした現職教員院生のためのコース、中核教員・リーダー教員養成コースを設置し、より幅広く教員を受け入れるようにした。またカリキュラムも大きく改革し、水曜日を実習日とし、その翌日の木曜日にその省察を行うという実習と省察を核としたカリキュラムとした。それにより、所属している学校の実態に即した学びを促進し、学校の課題に直結した成果をあげることを目指した。募集人員は 10 名としたが、令和 4 年度は 12 名、令和 5 年度は 14 名、令和 6 年度は 13 名、令和 7 年度は 10 名の入学者を迎えることができている。また短期履修の院生だけでなく、長期履修の院生、京都以外の府県や私立の教員、事務職員といった多様な入学者を迎えている。	
(旧) 基準 3-2	指摘事項 高等学校の教員を志望する学部新卒学生が増加している傾向を踏まえると、本教職大学院の多くのカリキュラムにおいて、小中学校教員を想定した内容が中心となっているため、校種に応じたカリキュラム配置の検討を求めたい。 また、現職教員学生は修学期間が 1 年間と短いことから、意図的・計画的に学部新卒学生と現職教員学生が交流できるような授業等の工夫が必要と思われる。 学部新卒学生と現職教員学生の合同での授業において、シラバス上の評価（評価基準）を区別して記載することが望ましい。
改善等の状況 教職大学院の改組により、教育学研究科を母体として教科研究開発高度化系を設置することになったため、高等学校教員を想定した教科専門を深める科目が豊富になった。コース選択科目は、他コースの院生でも受講可能であるため、高等学校志望の院生については教科研究開発高度化系のコース選択科目を受講し、専門性を深めるとともに、院生との交流も行うことが可能となっており、高等学校志望の院生のカリキュラムが充実することになった。 学部新卒院生と現職教員院生とが共に学ぶ共通科目が 3 科目、初任期教員養成コースと中核教員・リーダー教員養成コースの両方のコースの選択科目としているのが 3 科目あり、またそれ以外でも他コースの科目履修は可能なため、学部新卒院生と現職教員院生とが共に学ぶ科目もある。これらの科目の履修を通じて交流を図るとともに、教員院生交流集会を年 2 回行い、交流の機会を大切にしている。 学部新卒院生と現職教員院生とが共に学ぶ科目のシラバスでは、評価基準を区別するように改善した。	
(旧) 基準 3-4	指摘事項 連合を構成する出身大学により、学生の実態に差があること（教職科目の既習状況、教育実習の経験など）が確認されたため、こうした差を埋めるための対応が求められる。
改善等の状況 教員養成以外の大学出身の学生においては、教員養成セミナーを実施し、理論や実践、また、教員採用試験に向けた、面接、集団討論、模擬授業の力を付ける取り組みを行っている。実務家教員のゼミにおいても、教員としてつけておかなければならない知識や能力を育成するための指導や採用試験に向けた指導を個別に実施している。	

《必要な資料・データ等》

〔資料 1〕口述試験評価用紙

VII 基準ごとの自己評価

基準領域 1 学生の受入れ

基準 1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点 1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本研究科は、令和 4 年度の改組により、教育学研究科を組み入れた教育組織に再編し、新たなコース等の設定を行った〔資料 2 p.2〕。そのため、それぞれの特性を生かした教育研究を行う必要があり、従来からの連合教職実践研究科を学校臨床力高度化系、教育学研究科を教科研究開発高度化系として、それぞれにコースを設定している〔資料 3 p.5〕。

学校臨床力高度化系は、教職大学教育の実績を踏まえて、それを今日の学校教育の課題に即した教員の育成をより高度化するため、教職キャリアに応じたコース設定とした。すなわち学部新卒院生と教職経験 3 年未満の初任期教員を対象とする初任期教員養成コースと教職経験 3 年以上の教員を対象とする中核教員・リーダー教員養成コースを設定した。前者は、連合参加大学の学部生を対象に特別推薦選抜を実施している。特別推薦以外でも連合参加大学の学生、他大学の学生を受け入れている。中核教員・リーダー教員養成コースは、京都府・市教育委員会から派遣された現職教員院生や他府県の教員、京都教育大学附属学校園や私立学校の教員を受け入れている。就学機会の拡充を図るため履修形態として短期履修（1 年間）制度や長期履修（4 年間まで）の制度を設けている。また学校事務職員も現在 2 名在籍している。

教科研究開発高度化系では、教育学研究科で培ってきた学問研究の成果をもとに、教職大学院の主旨に沿った形での改編を行い、教育学、心理学、幼児教育、特別支援教育の専門領域を融合する人間発達探究コース、複数の教科教育、教科専門の領域を融合する教科学習探究コースを設定している。学部と大学院の学びの接続を企図した 6 年制教員養成高度化コースは、平成 26 年度より教育学部と大学院教育学研究科の接続としてスタートし、令和 4 年度より教育学部と大学院連合教職実践研究科教職実践専攻教科研究開発高度化系の接続へと改編している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 2〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則

〔資料 3〕 2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）

観点 1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保するため、学生募集要項には、アドミッション・ポリシーの他、学力検査の内容や配点、選抜方法等について明確に記載するとともに、入学者選抜においても、アドミッション・ポリシーに則した選抜方法によって実施している。〔資料 4〕

学力検査では、筆記試験（専門科目又は小論文）と口述試験の 2 つの試験形態を用いることによって、アドミッション・ポリシーに明記している資質を備えているかを適切に判断し、入学者の選抜を行っている。選抜にあたっては、一般受験者を対象とした A 型入試、現職教員等（現職教員等として 3 年以上の経験を有する者等）を対象とした B 型入試に分け、さらに A 型入試では、連合参加大学からの特別推薦者を対象とした試験を実施することで、それぞれの志願者の特性に即した選抜を可能にしている。また、教科研究開発高度化系では、本学 6 年制教員養成高度化コース（学部 4 年と大学院 2 年を組み合わせた 6 年一貫制教育）に所属している学生を対象とした特別入試を設けており、その概要についても学生募集要項で公表している〔資料 4〕。

合否判定は、合否判定基準等に基づき、大学院連合教職実践研究科運営委員会が案を作成し、学校臨床系教授会及び教科研究系教授会の議を経て決定している〔資料 5〕。

また、入学志願者の進路選択等に資するべく、学力検査問題やその解答例、出題の意図の一部を本学ホームページ等で公開している〔資料 6〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 4〕 令和 8 年度 京都教育大学大学院連合教職実践研究科学生募集要項（別冊）

〔資料 5〕 入学試験合否判定基準等

〔資料 6〕 入学試験問題、解答例

観点 1-1-3 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本研究科の入学定員は 95 名である。表 1 は改編した令和 4 年度以降の教職大学院の入学定員及び入学者等の推移、表 2 はコース別入学者数の推移である。令和 4 年度の改編時に入学者数が入学定員を大幅に下回ったが、翌年度以降は入学者が増加に転じている。しかしながら、全体として入学定員を下回っており、特に学校臨床力高

度化系初任期教員養成コースにおいて大きく定員を下回る状況が続いている〔資料7〕。

表1 教職大学院の入学定員及び入学者等の推移（令和4年度～令和7年度）

	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	定員充足率
令和4年度	95	98	86	75	78.9%
令和5年度	95	108	94	84	88.4%
令和6年度	95	105	91	87	91.6%
令和7年度	95	92	87	81	85.3%

（出典：〔資料7〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科入学者選抜実施状況）

表2 コース別入学者数の推移（令和4年度～令和7年度）

	学校臨床力高度化系【50】		教科研究開発高度化系【45】		合計【95】
	初任期教員養成コース【40】	中核教員・リーダー教員養成コース【10】	人間発達探究コース【15】	教科学習探究コース【30】	
令和4年度	30 (0)	12 (12)	3 (3)	30 (4)	75 (19)
令和5年度	31 (0)	14 (14)	4 (1)	35 (3)	84 (18)
令和6年度	23 (0)	13 (13)	6 (3)	45 (4)	87 (20)
令和7年度	19 (0)	10 (10)	12 (1)	40 (2)	81 (13)

【 】内は定員数を、（ ）内は現職教員等院生数を示す

（出典：〔資料7〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科入学者選抜実施状況）

改編以降、定員充足には至っておらず、その改善に向けて以下のような取組を進めている。

大学院説明会は、3回（令和6年度の参加者数第1回（6月）36名、第2回（9月）35名、第3回（11月）16名）（合計87名）開催し、第1～2回は対面開催、第3回はオンライン開催と参加者の多様なニーズに応える方式を用いることで、令和5年度の総数77名よりも、多くの参加者を得て実施することが出来ている〔資料8〕〔資料9〕。

学校臨床力高度化系では、京都教育大学以外の連合参加大学やそれ以外の私立大学でも説明会を実施し、広報に努めている。今後は、学部1年次、2年次の学生への働き掛けを強化していきたいと考えている。

教科研究開発高度化系では、これまでの志願者数・入学者数の実績を踏まえ、令和9年度入試（令和8年度実施）より、人間発達探究コースの募集人員を15名から10名に、教科学習探究コースの募集人員を30名から35名へと変更し、その適正化を図ることとしている。

《必要な資料・データ等》

〔資料7〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科入学者選抜実施状況（令和4年度から令和7年度）

〔資料8〕大学院説明会チラシ

〔資料9〕大学院説明会実施要項

（基準の達成状況についての自己評価：C）

基準領域2 教育の課程と方法

基準2-1

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教育課程の全体構造は、資料3（6頁）のとおりである。教育及び教科の理論と教職の実践との往還を通じて、教職に関する高度な専門的知識と実践的指導力を統合的に有する教員を養成することができるように、「共通科目」群、「コース必修科目」群、「コース選択科目」群、「実習科目」及び「省察科目」群によって教育課程を編成している。この共通の教育課程の構造の中で、各系の目標に応じて教育課程を編成している。

学校臨床力高度化系では、教育課程を「基盤的能力育成」「職務遂行能力育成」「実践と研究」という3つの側面で構成している。「基盤的能力育成」は教職の職務遂行を支える基盤となる能力であり、主として共通科目において育成する。「職務遂行能力育成」は、共通科目で基礎を学び、コース必修科目、コース選択科目において高度化を図る。「実践と研究」は、「学校臨床専門実習」と「省察実践研究」において実践しながら、そこで見いだされた課題に関して研究を行うことにより、専門職としての教師の実践力を高めることを目指している〔資料 10 pp.12-14〕。また現職教員院生を中心に、児童相談所での実習も組み込んでおり、学校外の福祉の現場での実習を経験することにより、子ども理解を深め、福祉との連携について考える機会を設けている〔資料 10 p.31〕。

なお、学校臨床力高度化系中核教員・リーダー教員養成コースでは、短期履修制度を設けている。これは、教育委員会の要望に応えるもので、教育委員会派遣の現職教員院生のほか大学院修学休業制度活用の教員、附属学校教員の院生を対象に適用している。対象となる現職教員院生は、教職キャリア6年以上で、学校臨床専門実習Ⅰについて履修みなし審査により単位が認定されたものとしている。院生の現職経験を踏まえて指導するため、短期の履修であっても自らの経験を見つめなおすことにより大きな学びを得て、成長することができる〔資料3 p.18〕。

教科研究開発高度化系では、教職について体系的・総合的に思考・判断する力を育成するための共通科目（8科目；16単位）と、教職専門職業人に求められる能力を育成するためのコース必修科目（7科目または5科目；14単位または10単位）を必修科目とすることで、特定の学問領域に専門特化しない教育課程を編成することに努めている。その上で、教職専門実習（2科目；10単位）では、教科の指導のみならず、生徒指導、学級経営、学校運営といった視野から教職を捉えることのできる取組へとつなげている〔資料3 pp.13-17〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料3〕2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）

〔資料10〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025 年度版（別冊）

観点2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等に関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、教育課程の体系化を図るために、水曜日を実習、木曜日を省察の日としてその学びに集中するために、原則としてその他の授業科目を入れないようにしている。これにより、毎週、学校の実習を経験し、その翌日にその省察を行うというサイクルを繰り返すことになり、その学びを核にしながら他の授業科目での学びと関連づけることができる。それは、学修してきたものから自由になる（アンラーン）、素直な視点で新たな知識と視点を獲得する（ラーン）、学修してきたことを再確認し更新する（リラーン）を繰り返すことでもある〔資料 10 pp.12-14〕。また初任期教員養成コースの院生の学びをより体系化するために、実習での経験を踏まえ、また2年間の学びを振り返り、体系化するために、共通科目の「学級経営の実践と課題A」と「教員の職務と役割」、初任期教員養成コース必修科目の「現代的教育課題の教材化と授業実践」を2年次の後期科目としている〔資料11 pp.26-27〕。

教科研究開発高度化系では、原則として1年次の9月に教職専門実習Ⅰ（3単位）を京都教育大学附属学校園で、2年次の4～5月に教職専門実習Ⅱ（7単位）を公立学校園に配置し、系統的に専門実習を行っている。1年次前期の共通科目や専門科目で学んだ教職に関する幅広い知識をもとに、附属学校園の職員室や教科専門室等、学部での教育実習とは異なる環境下での配属のもと、より教職を俯瞰した視点から専門実習を行っている。さらに、1年次後期の各科目での履修を踏まえ、2年次前期には、4月の年度当初の時点からの専門実習を行うことで、学校運営が構成されていく一端を体験し、教職全般に関する知識と実践の往還を企図した実習となるよう努めている。そして、これら教職専門実習ⅠおよびⅡで得た課題意識や知見を「実践課題研究Ⅰ」や「実践課題研究Ⅱ」のゼミに生かしている。本科目は修了論文作成につながるゼミであり、専門実習を通して得た問題意識をもとに、授業分析やアンケート調査などの研究方法を実施し、修了論文の作成に取り組んでいる〔資料3 pp.8-10, pp.13-17〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料3〕2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）

〔前掲資料10〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025 年度版（別冊）

〔資料11〕2025 年度連合教職実践研究科学生便覧（別冊）

観点2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためにどのような方策をとっているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系は、特定の学問領域に特化した授業科目は設定せず、教師の実践に即してその課題に取り組むことを基本とした授業科目を設定している。その課題に取り組む中で、様々な学問領域の知見を踏まえ、理論的な学びを展開している。例えば、コース選択科目「授業コミュニケーション論」では、授業の中でのコミュニケーションという実践的課題について、心理学、カリキュラム論などの学問的な知見を学びながら、実際に模擬授業を行い、その検討を行うという授業内容となっており、特定の学問領域に特化せず、多様な学問領域の知見を踏まえた実践的学びを展開している〔資料12〕。

教科研究開発高度化系では、これまでの教育学研究科の理念と教育課程を大きく改変し、たとえば人間発達探究プログラムは教育学、心理学、幼児教育学、特別支援教育の融合、言語・文化プログラムは国語教育学と英語教育学の融合、そして数理自然・技術プログラムは数学、理科、技術科の融合を図ることで、特定の学問領域に専門特化しない新たな教育課程を編成している。具体例として、「数理自然・技術セミナー」の科目では、数学・理科・技術分野の特性を理解した上で、教科横断型授業（STEAM 型授業）を理論的・実践的に開発することができることを目的としている。グループ編成も、各分野の学生を組み合わせることで、同一テーマを異なる観点から分析共有し、授業開発することで、各自の授業の捉え方を、特定の学問領域に専門特化しないように心がけている〔資料12〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料12〕シラバス（基礎データ）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、多くの科目で研究者教員と実務家教員のチームティーチングで実施し、理論的な学びと実践的な学びを関連づけながら進めるようにしている。またICT活用による授業実践を促進するため、関連する授業や院生の自主的な学びでロイロノートを活用できるように、院生がアカウントを取得し、学校現場の必要に応じた授業内容としている。その他、グーグルクラスルームも活用し、グループ協議や全体でのディスカッションを活性化する工夫をするなど、院生の学びを多様化、深化させる授業方法の工夫をしている〔資料12〕。

教科研究開発高度化系では、共通科目やコース必修科目で研究者教員と実務家教員のチームティーチングで実施し、理論的な学びと実践的な学びを関連づけながら進めるようにしている。具体的には、研究者教員のベースとなる学問的専門性を基にした理論を解説し、それらについて議論を通して各学生の専門性と対応させ、比較しながら、再構築していくことを目指している。さらに、実務家教員より、より実際の学校現場での取組との関連について解説することで、理論と実践の対応関係が持てるといったように授業を工夫している〔資料12〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料12〕シラバス（基礎データ）

観点2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校等での実態を取り入れた授業内容、学校現場の課題に向き合う理論的な授業内容など各授業科目の目的に即して学校等の実態に沿った授業になるように工夫している。

学校臨床力高度化系では、例えば、中核教員・リーダー教員養成コースのコース選択科目「学校・教員の裁量権と法的責任」では、学校に関わる裁判例を数多く紹介し、実際に生じた出来事を題材として議論する授業内容としている。初任期教員養成コース院生対象の共通科目「学級経営の実践と課題A」では、修了生を招聘し、若手の先輩から現実の課題やそれへの向き合い方を学び、その実態にふれた授業内容となるように工夫している。その他、多くの授業で実務家教員が関わるチームティーチングを行っており、学校等での実態を踏めて授

業にするように努めている〔資料12〕。

教科研究開発高度化系では、例えば、教科学習探究コースのコース必修科目「教科授業開発セミナー」において、大学の研究者教員と京都市教育委員会の実務家教員が協働で授業参画し、実務家教員より現場が抱えている諸課題を具体的に提供してもらうことで、院生にとって討論の契機としている。本科目では学生が協働して授業を構想し、模擬授業の実践および省察も実施しており、研究者教員からは理論的な意味づけを、実務家教員からは実践的な側面から助言する機会を設けている〔資料12〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料12〕 シラバス

観点2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

〔観点到に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、共通科目において、学部新卒院生と現職教員院生との別修と共修の科目を設定している。教職経験の有無により授業内容を変える必要があるカリキュラムや教科指導、学級経営、学校経営関係の科目は別修に、現代社会の課題から学校教育について考える「現代社会と学校教育」、教員のあり方について考える「教員の職務と役割」、若手中堅・ベテランも共に学ぶ必要がある「授業デザインとICT活用」については、共修により多面的な学びが可能となることから共修の授業としている〔資料12〕。

教科研究開発高度化系では、学部新卒院生が大半であり学校現場での経験が少ないことから、例えば、系必修の共通科目「学校づくりと学校経営C」において、実務家教員の学校での勤務経験を手がかりに、とりわけ京都府の学校での実際に即した授業内容を盛り込んでいるほか、時事ニュースをもとに類似する事例を紹介するとともに学生の多面的な見方を交差させる機会を設けている。あるいは、同共通科目「学級経営の実践と課題C」において、現職教員でもあるみなし実務家教員から学校の実際を伝えてもらうほか、教育実習で訪れる学部学生の状況を踏まえた指導の実際について、附属学校園教員から話してもらう授業内容ともしている〔資料12〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料12〕 シラバス

観点2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

〔観点到に係る取組・改善等の状況〕

該当する科目はない。

《必要な資料・データ等》

なし

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

〔観点到に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、学校臨床専門実習Ⅰ（3単位）、学校臨床専門実習Ⅱ（7単位）を通年で実施している。毎週水曜日に行う水曜実習と一定の時期に集中して行う集中実習によって構成している。

初任期教員養成コースでは、1年次は学校臨床専門実習Ⅰとして水曜日の実習と9月に10日間の集中実習を行う。集中実習は、特に授業力を磨いたり、学級経営に関わったりする。2年次は、学校臨床専門実習Ⅱとして4月当初から5週間の集中実習と、その後に毎週水曜日の実習を10日間行う。学級開きの時に教員がどのような動きをしているか見たり関わったりして、研鑽を積むことで修了論文に向けての実践の場とする〔資料13〕。

中核教員・リーダー教員養成コースでは、学校臨床専門実習Ⅰは前期にみなし審査により単位認定を行う。学校臨床専門実習Ⅱは通年で、原則、勤務校において、水曜日の実習と8月末から9月にかけて3週間の集中実習を行う。両コースとも水曜日の実習での経験を翌日の省察で考察し、認識を深めるとともに、その経験、学びを他の授業科目においても必要に応じて題材とし、実習、省察を核にした系統的学びを行っている〔資料14〕。

また中核教員・リーダー教員養成コースでは、児童相談所での実習を行っている。各院生が水曜日に3週にわたって児童相談所の一時保護所において、在所している子どもに対して学習支援、創作活動やレクリエーションを行っている〔資料14〕。実習での経験は、木曜日の省察実践研究やコース必修科目の「学校臨床とかかわり合う力B」で省察を行い、学びを深化させている。

教科研究開発高度化系では、10週間の集中実習を行っている。1年次では2学期当初（8月～9月）に附属学校園を中心に3週間、2年次では学年当初（4月～5月）に原則として公立学校園で7週間実施している。1年次の実習では、前期の講義による学びと学校現場での学びを往還させ、実践的指導力の育成を図るとともに研究テーマを展望し、さらに後期の学びの中で課題を明確にしていく。学校の立ち上がりの時期から始まる2年次の実習では、学級づくりや校務分掌にも積極的にいかかわることで、実践的指導力の一層の向上を目指すとともに、自身のテーマに関する研究を深めていく〔資料15〕。

2年間の実習を振り返り、その学びを整理するとともに、教職大学院全体の学びとも関連づけながら、連携協力校や教育委員会関係者も交えて研究協議を行う専門実習セミナーを開催している。これを通じて実習科目全体の系統性を持たせるようにしている〔資料16〕〔資料17〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料13〕 初任期教員養成コース 学校臨床専門実習実施要項 2025年度
- 〔資料14〕 中核教員・リーダー教員養成コース 学校臨床専門実習実施要項 2025年度
- 〔資料15〕 教科研究開発高度化系 教科研究専門実習実施要項
- 〔資料16〕 令和6年度学校臨床専門実習セミナー開催要項
- 〔資料17〕 教科研究開発高度化系 院生交流集会「実習報告セミナー」実施要項

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系初任期教員養成コースでは、京都府・市教育委員会からの推薦により実習のための連携協力校を確保している。院生の連携協力校への配置は、院生の校種の希望、研究テーマを4月当初に時間をかけて一人ひとりから丁寧に聞き取りを行ったうえで、院生の通学距離、配置人数のバランスなども考慮して決定している。院生の研究テーマについては、連携協力校と協議、調整しながら決定するようにしている〔資料18〕〔資料19〕。

教科研究開発高度化系では、附属学校園と京都府・市教育委員会から推薦を受け連携協力校を確保している。学生数の増加に伴い、公立の連携協力校園は初年度の13校園から19校園へと拡充している。院生の連携協力校への配置は、院生の校種や教科の希望等をヒアリングした上で、各連携協力校園の受け入れ可能な教科や人数を把握し、院生の通学距離、配置人数のバランスなども考慮して決定している。院生の研究テーマについては、連携協力校と相談し、可能なものについては実習中に実践するようにしている〔資料18〕〔資料19〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔資料18〕 教職専門実習 配置校
- 〔資料19〕 ヒアリング予定表

観点2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系初任期教員養成コースでは、実務家教員6人体制で、それぞれの専門校種を中心に学校を訪問し、月に1回程度指導を行っている。集中実習については、期間中2週間に1回程度は訪問し指導を行っている。集中実習期間の研究授業やまとめの会などは、研究者教員と共に学校を訪問し、指導を行っている。中核教員・リーダー教員養成コースでは、研究者教員が担当する院生の学校を3回程度訪問し、校長を交えて、実習の進め方や課題などを協議し、指導を行っている。両コースとも省察は木曜日にコース全体でもしくは初任期教員養成コースでは校種ごとに、中核教員・リーダー教員養成コースではゼミごとに行っている。初任期教員養成コースでは、集中実習期間中は期間内に省察の場を設けて協議を行っている〔資料10 pp.25-34〕。

教科研究開発高度化系では、実習期間中に各院生の指導教員が1～2回の参観指導を行うとともに、研究授業及び研究協議会に参加し各連携協力校の指導教員等とともに指導を行っている。また実務家教員2名が、1～2回訪問指導を行うとともに、可能な場合には学校単位の省察会に参加している。2年次の実習においては、期間中に1回大学に集まり校種別交流会を実施し、省察をする機会としている〔資料15〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔前掲資料10〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025年度版（別冊）
- 〔前掲資料15〕 教科研究開発高度化系 教科研究専門実習実施要項

観点2-3-4 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、省察実践研究において、実習での経験、そこでの様々な事象について報告し合い、

教員を交えて2コマ続きで省察を行い、その中で実習において取り組むべき課題を明確にするなど、毎週、研究協議を繰り返す中で実習の目的が達成できるようにしている。後期には、省察の進め方も院生自らが考えるようにし、主体的に力量形成に取り組むことができるように工夫している。長期履修の勤務しながら在籍している院生については、年度当初に校長を交えて年間計画を策定し、それに沿って実施するとともに、月1回、夜間に省察の時間を設けて実施状況を省察するとともに、実習の計画について常に見直し、実習の目的を達成するように取り組んでいる〔資料14〕。

教科研究開発高度化系では、現職教員学生の実習を現籍校で行っている。実習開始前に学校を訪問し、実習のねらいや研究テーマについての説明を行なっている。また実習期間中には、指導教員が学校訪問し参観指導するほか、オンラインによる指導を継続するようにしている〔資料15〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料14〕中核教員・リーダー教員養成コース 学校臨床専門実習実施要項 2025年度

〔前掲資料15〕教科研究開発高度化系 教科研究専門実習実施要項

観点2-3-5 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

単位は免除していない。教職専門実習Ⅰ（3単位）について、学校臨床力高度化系中核教員・リーダー教員養成コースと教科研究開発高度化系の2つのコースの教職経験6年以上の現職教員院生を対象に、各コースの目標に即してレポートを課し、その内容を審査することにより、教職専門実習Ⅰの目標を達成している力量を有しているかどうかを審査し、単位認定を行っている〔資料20〕〔資料21〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料20〕教職専門実習履修みなし審査実施に関する申し合わせ

〔資料21〕教職専門実習みなし審査報告書

（基準の達成状況についての自己評価：A）

学校臨床力高度化系中核教員・リーダー教員養成コースでは、児童相談所での実習を行っている。児童相談所での実習体験とそれに対する省察を通して、①個別的な配慮・支援を必要とする子どもの理解、②子どもとの関係づくり、③適切な学習支援、④学校外機関との連携、さらには⑤学校教育との照合を行い、福祉マインドをもった教員養成の機会とすることを目的としている。全般として、学校（教育）で教師が当たり前のように思考し行動していたことが、一時保護所（福祉）の実習経験で鮮明に照らし返され、教師のあり方を相対化させ自覚させることになったといえる〔資料10 p.31〕。

〔資料10〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025年度版（別冊）

基準2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

成績評価基準や修了認定基準については、研究科学生便覧やシラバスで明確に示している。また、すべての科目でシラバスを作成し、その中で評価の要点とそれぞれの配点比率を明確に示している〔資料12〕。その基準に従って、多くの授業科目は複数の教員による合議によって成績評価を行っている。さらに、教職専門実習や修了認定については、「教職専門実習セミナー」や公開での「修了論文報告審査会」において、複数の研究者教員及び実務家教員の評価を総合して、最終評価を行っている。

成績評価については、2つの系の間でも協議を行い、評価基準の統一性を図るようにしている〔資料11p.17〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料12〕シラバス（基礎データ）

〔前掲資料11〕2025年度連合教職実践研究科学生便覧（別冊）

観点2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

成績評価の異議申し立てについては、教務課窓口で「成績評価異議申し立て書」を提出することにより、異議申し立てを行うことができるようになってきている。期間は1週間設けている。①成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われるもの、②シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに評価方法等について疑義があると思われるもの、について異議申し立てができるようになってきている〔資料11〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料11〕2025年度連合教職実践研究科学生便覧（別冊）

観点2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

大学院連合教職実践研究科運営委員会において、成績評価等の妥当性について協議を行っている。その協議において明確にしたのは、2つの系の間でのバランスを保つために、「秀」の割合を受講者の2割程度までにするという原則である。またそれぞれの系においては、コース会議や主任等の会議において成績評価について必要に応じて検討し、教授会等で教員に周知している〔資料22〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料22〕前期末成績報告について／〈学修成果の評価方針及び成績評価の基準〉

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準領域3 学習成果

基準3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

すべての授業を対象に授業アンケートを実施しており、その結果を集計し、各系において教員間で共有するとともに、院生に対しても公表し必要に応じて意見交流を行っている。また半数以上の学外委員で組織する大学院連合教育実践研究科自己点検評価委員会において両系の授業アンケートの結果を報告し、研究科全体の成果について外部の意見を聴取するとともに、その意見をそれぞれの系において共有し、改善を検討する機会を設けている。授業以外についても、教育課程や指導体制など教職大学院全般についてのアンケートも実施し、教職大学院の運営のあり方や教育課程などについて、毎年点検するようにしている〔資料23〕〔資料24〕〔資料25〕。

院生との協議の場合は、各系において年に1回から2回程度交流する機会を設けており、そうした機会に学習成果についても把握、共有し、必要な改善を行ってきている。学校臨床力高度化系では、授業アンケートの結果について、担当授業の結果を分析しそれに対するコメントを作成することとしている〔資料26〕。その中で必要な改善策も明記し、教員、院生の間で共有している。また院生・教員連絡協議会を組織し、定期的に意見交換の場を設けている〔資料10 pp.10-11〕〔資料27〕。教科研究開発高度化系では、教員と院生との間の協議の結果をもとに、研究者教員と実務家教員の複数教員で担当する科目における役割の明確化、授業デザインの改善などに努めている。

《必要な資料・データ等》

〔資料23〕 学校臨床力高度化系授業アンケート集計

〔資料24〕 教科研究開発高度化系授業アンケート集計

〔資料25〕 2024年度系アンケート分析（学校臨床力高度化系）

〔資料26〕 授業アンケートコメント+分析（学校臨床力高度化系）

〔前掲資料10〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025年度版

〔資料27〕 2024年度院生・教員連絡協議会 協議会次第

観点3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

大学院改組後の正規教員採用率、教員採用率の状況は、教員採用率が若干低下している。進路変更した院生や教員志望であるものの、いったん、企業等での経験を積んだ後に教員を目指そうとする院生がいることが教員採用率を低下させることになっている。

表3 修了者の教員就職状況

	学部新卒修了生	正規教員採用(A)	正規採用率	A以外の教員採用	教員採用率	備考
令和3年3月	40	28	70%	10	95%	
令和4年3月	33	22	67%	10	97%	
令和5年3月	40	27	68%	10	93%	
令和6年3月	54	36	67%	13	91%	改組後最初の修了生
令和7年3月	64	44	68%	12	87%	

（出典：〔資料3〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内）

大学院において、実習を中心に学校での学びの経験を重ねることを通じて、自らの実践に手ごたえを感じるなどある程度自信を持って臨めるようになってきていると思われる。2年次の秋に、各系において実習の成果を報告し合い、協議を行うセミナーを開催している。そのセミナーにおいて、2年次の院生の成長とそこから刺激を受ける1年次の院生の様子から判断して、実習などの学習成果が教員採用状況にプラスに働いているという実感を得ている〔資料16〕〔資料17〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料3〕 2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内

〔前掲資料16〕 令和6年度学校臨床専門実習セミナー開催要項

〔前掲資料17〕 教科研究開発高度化系 院生交流集会「実習報告セミナー」実施要項

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴

取から、どのように把握しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、初任期教員養成コースの修了生について、修了後初年度に、京都府・市の学校に勤務している者を中心に学校を訪問し、本人に勤務の様子や教職大学院の学びが生かされている点などについて聴き取りを行っている。また、校長にも聴き取りを行い、勤務状況についての意見も聴取している。その内容を集約し、毎年度、その特徴を教員間で共有し、教育課程の改善等に生かすように意見交換を行っている〔資料28〕。

また毎年、5月から7月にかけて、京都府・市の両教育委員会はもとより、京都府の教育局及び連携協力校等のある市町村を訪問し、教育長をはじめ関係する担当者との懇談を行っており、その中で、修了生の状況について聴き取りを行っている〔資料29〕。

教科研究開発高度化系では、令和6年3月に初めて修了生を送り出し、京都府・市に赴任した学校を訪問し、本人に勤務の様子や教職大学院の学びが生かされている点などについて聴き取りを行った。また、校長とも意見交換を行った。

《必要な資料・データ等》

〔資料28〕 フォローアップ実施要項（学校臨床力高度化系）

〔資料29〕 2025年度 府教育局及び地教委訪問日程

観点3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

同窓会を組織し、修了後も常に連絡を取り合う体制を構築している〔資料30〕〔資料34〕。

学校臨床力高度化系では、8月に修了生も交えた教育研究会の開催〔資料31〕、修了生とともに組織する研究会（「学校づくり研究会」年10回程度開催）〔資料32〕の活動を通じて、修了後も共に学び、意見交換する場を設けており、その取り組みを通じて修了生の学習成果を把握するようにしている。また8月の教育研究会では修了生へのアンケートも実施し、教職大学院での学びがどのように生かされているか把握するようにしている〔資料33〕。初任期教員養成コースの修了初年度には近隣に勤務している修了生を中心にフォローアップを行っている。学校を訪問し、校長及び本人から聞き取りを行い、学習成果や課題を把握している〔資料28〕。

教科研究開発高度化系では、短期的には京都府・市に赴任した学生へのフォローアップを継続する予定である。令和6年3月に初めて修了生を送り出した段階であるので、中長期的な把握については今後の検討課題である〔資料34〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料30〕 紫漣会会則

〔資料31〕 令和6年度紫漣会総会次第・教育研究会次第

〔資料32〕 学校づくり研究会会則

〔資料33〕 令和6年度教育研究会アンケート

〔資料34〕 教科研究開発高度化系同窓会規約

〔前掲資料28〕 フォローアップ実施要項(学校臨床力高度化系)

(基準の達成状況についての自己評価：B)

基準領域4 教育委員会等との連携**基準4-1**

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本研究科は連合構成10大学及び京都府・市の連携2教育委員会との連合体として組織されている。このため、両教育委員会は、連合構成大学・連携機関代表者会議並びに実務担当者会議に代表者と担当者が出席し、研究科の運営に関する協議や意思決定に参画しており、教育委員会は本研究科の運営主体の一員であり、両教育委員会とは全面的かつ恒常的な連携を図っている〔資料35〕。両教育委員会からは、学校臨床力高度化系の教員として教頭経験者を各1名の派遣を受け入れている。また、研究科全体に、両教育委員会から各4名の合計8名をみなし実務家教員として指導主事等の教員の派遣を受け入れている。両教育委員会と連携して実務家教員の確保を行い、教育の充実を図っている〔資料36〕。

京都府教育庁学校教育課・教職員人事課、京都市教育委員会学校指導課・教員養成支援室、府内各教育局、府内各市町教育委員会を計画的に訪問し、教育長・教育局長・各課責任者や担当者等に対して、教職大学院の運営方針や組織体制、教職専門実習や修了生（新規採用教員及び現職教員）の勤務状況や処遇、現職教員院生の派遣等について説明や依頼を行うとともに、意見交換を通じて各教育委員会等のニーズや教職大学院への要望等の把握に努めている。また教職大学院教育の成果についても積極的に広報に努めている〔資料29〕。

その他、京都府教育庁教育次長や京都市教育委員会教育次長、京都府・市の小・中・高等学校の校長を委員とする「国立大学法人京都教育大学連携協議会」を設置しており、教職大学院の教育課程に関する協議を行っている〔資料37〕。

上記の取り組みを通じて得られた教育委員会や学校の課題に関する生の声を授業内容に反映させるために、教員間でその情報を共有し、授業において事例として紹介するなど、研究者教員と実務家教員とのチームティーチングにより今日の学校教育の実態を反映させる授業内容となるように心がけている〔資料12〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料35〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科連合教職大学院構成大学・連携機関代表者会議規則

〔資料36〕 令和7年度教職員一覧

〔前掲資料29〕 2025年度 府教育局及び地教委訪問日程

〔資料37〕 国立大学法人京都教育大学連携協議会設置要項

〔前掲資料12〕 シラバス（基礎データ）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

教育委員会は本研究科の構成機関であり、教員の派遣、研究科運営に関わる会議において協議を行う関係となっている。連携関係を越えた組織を構成し、日常的に連絡調整、意見交換を図りながら運営を行っている。

基準領域5 学生支援と教育研究環境**基準5-1**

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

観点5-1-1 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

4月当初に、入学者に対して個別のヒアリングを行い、これまでの学修履歴、実務経験などを確認し、入学後の希望、要望を聞き取った上で、それに対応した指導体制、指導教員の決定、連携協力校の決定を行っており、院生の必要に応じた履修指導、学習支援を行うことができるようにしている〔資料19〕〔資料38〕。

教員養成以外の大学出身の学生については、教員養成セミナーを実施し、教員採用試験に向けた、面接、集団討論、模擬授業の力を付ける取り組みを行っている〔資料39〕〔資料40〕〔資料41〕〔資料42〕。その他、実務家教員のゼミにおいて、教員としてつけておかなければならない知識や能力を育成するための指導や採用試験に向けた指導を個別に行っている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料19〕ヒアリング予定表

〔資料38〕進路希望調査票

〔資料39〕令和7年度教採対策直前セミナーの案内（学部主催）・（教職大学院主催）

〔資料40〕令和7年度授業実践力向上セミナーの案内

〔資料41〕令和7年度教員採用試験（教職教養）対策セミナー案内

〔資料42〕令和7年度教職実践スキルアップセミナー案内

観点5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

それぞれの系において同窓会を組織している〔資料30〕〔資料34〕。同窓会を通じたつながりの中で修了生、院生、教員の交流を行うようにしており、学校臨床力高度化系では、同窓会の通信を発行したり、同窓会の総会や教育研究会を実施し、修了生と共に交流し、研究協議を行う機会を設けたりして、修了生との関係づくりに取り組んでいる。学校臨床力高度化系中核教員・リーダー教員養成コースでは、旧の学校経営力高度化コースの修了生と共に「学校づくり研究会」を組織し、年10回程度（オンライン8回程度、対面2回程度）の研究会を行い、様々な研究協議を行っている。そうした中で修了生への学修支援を行っている〔資料32〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料30〕紫漣会会則

〔前掲資料34〕教科研究開発高度化系同窓会規約

〔前掲資料32〕学校づくり研究会会則

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準5-2

○ 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

京都教育大学共通の学生相談体制として、学生が自由に教員の研究室に行って相談できる時間（オフィスアワー）や学外の臨床心理士による学生カウンセリング（週1回、事前予約制）、心理系の本学教員が相談員として対応する学生相談窓口などがある〔資料43 pp.17-18〕〔資料44〕。ハラスメント相談窓口も複数設けられ〔資料43 pp.17-18〕、「国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程」〔資料45〕に沿った対応をとっており、本学初任の教職員を対象とした「人権」と「ハラスメント」研修も義務付けている。また、ハラスメント防止のための啓発リーフレットを作成して入学時に配布している〔資料46〕。

「からだの健康相談」や「こころの健康相談」についての大学共通の相談体制としては、保健管理センターが中心となって、センターの教員や学校医、心理専門の教員が対応する相談支援体制を進めている〔資料43 pp.15-17〕〔資料47〕。

障がいのある学生の支援については、「京都教育大学障がい学生の支援に関する要項」〔資料48〕を定めており、さらに、近年、発達障害や精神障害のある学生への支援等が必要なケースが生じていることや、入学当初からすみやかに合理的配慮等支援体制を構築することを目的に「京都教育大学障がい学生支援推進室規程」〔資料49〕を設けた。こうした規程に基づいて組織を整備し、支援に関わる運営を行っている。

キャリア支援については、就職・キャリア支援センターが中心となって実施している様々な取り組みがある。センターには元公立学校長が相談員として常駐し、随時、教員志望の学生からの相談にあたっている〔資料43〕

pp. 33-35]。教職大学院独自の支援は、元公立学校長の客員教授が中心となって主として実務家教員が行っている。具体的には下記のような教員採用試験対策の取り組みを行っている。その他、随時、個別に相談に応じたり、支援を行ったりしている。

教員採用試験対策支援年間計画

月	本研究科が行う教員就職指導
4月	・教員就職ガイダンス〔資料38〕 ・就職に関する個人面談〔資料50〕
4月～7月	・1年次、2年次生対象の「教員採用試験対策直前セミナー」（〔資料39〕） （自治体教育委員会別に、集団面接・集団討論・模擬授業等）
8月	・1年次生、2年次生対象の2次試験対策セミナー
9月	・就職に関する個別面談～継続
10月	※試験結果を教育支援システム（Live Campus）へ登録 ・1年次生対象の「授業実践力向上セミナー」（〔資料40〕）
2月～3月	・1年次生対象の「教員採用試験（教職教養）対策セミナー」（〔資料41〕） ・2年次生対象の「教職実践スキルアップセミナー」（〔資料42〕） ・正規採用者以外の教員就職希望者への講師情報等提供 ※就職予定を教育支援システム（Live Campus）へ登録

（出典：〔資料3〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内）

《必要な資料・データ等》

- 〔資料43〕2025年度学生生活案内（別冊）
- 〔資料44〕オフィスアワーのための教員連絡先一覧
- 〔資料45〕国立大学法人京都教育大学ハラスメント防止等に関する規程
- 〔資料46〕ハラスメント相談リーフレット
- 〔資料47〕メンタルヘルス相談案内
- 〔資料48〕京都教育大学障がい学生の支援に関する要項
- 〔資料49〕京都教育大学障がい学生支援推進室規程
- 〔前掲資料3〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）
- 〔前掲資料38〕進路希望調査票
- 〔資料50〕2025年度教員採用試験対策個別相談会（要項）
- 〔前掲資料39〕令和7年度教授対策直前セミナーの案内（学部主催）・（教職大学院主催）
- 〔前掲資料40〕令和7年度授業実践力向上セミナーの案内
- 〔前掲資料41〕令和7年度教員採用試験（教職教養）対策セミナー案内
- 〔前掲資料42〕令和7年度教職実践スキルアップセミナー案内

観点5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学金及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

〔観点到に係る取組・改善等の状況〕

京都教育大学の体制により経済的支援を行っている。「入学金免除及び猶予制度」と「授業料免除及び徴収猶予制度」が整備されている。入学金免除は、世帯の家計状況、学部在籍時の成績によって審査を行い、基準を満たしていれば原則半額免除となる。また、家計基準を満たしており、徴収猶予の学力基準を満たしている場合は徴収猶予が認められている。〔資料43 pp.7-8〕。

授業料免除は、世帯の家計状況、入学後の成績（新入生の場合は入学前の在籍校の成績）によって審査を行い、全額免除基準を満たしていれば全額免除、半額免除基準を満たしていれば半額免除となる。ただし、本学では基準を満たしている者全員に同等の免除を実施しているため、限られた予算を按分して免除を実施している。また、学力基準は満たしていないが、家計基準を満たしている場合は徴収猶予が認められている〔資料43 pp.7-8〕。

また、「日本学生支援機構」の奨学金については、学生課が毎年説明会を開催し、9月の追加採用を含めてほぼ希望者全員が奨学金貸与を受けられる体制となっている〔資料43 pp.8-9〕。

学生寮は、男子寮「深草寮」・女子寮「露草寮」を整備しており、本研究科院生も入居可能である。

教職大学院独自の事業として上海師範大学での研修（9月に実施・希望者10名程度）約8日間の費用補助（1人あたり5万円）や12月の日本教職大学院協会研究大会の参加の交通費等の補助を行う等の支援を実施している〔資料51〕。

上記に加えて、厚生労働省の教育訓練給付制度の専門実践教育訓練講座指定を受けており、現在、中核教員・リーダー教員養成コースが指定対象コースとなっている。本研究科の入学案内及び合格者への通知によって周知を図っている〔資料3 p.20〕。

《必要な資料・データ等》

- 〔前掲資料43〕2025年度学生生活案内（別冊）

〔資料 51〕 連合教職実践研究科令和7年度予算配当一覧
〔前掲資料 3〕 2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点 5-3-1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

ICT を活用した授業の実践的技術も向上させることができるように、本研究科の講義を行うすべての講義室にプロジェクター、DVD プレーヤー、パソコン等の ICT 機器を設置している。大型の電子黒板を導入したり、授業者・児童生徒役の両者を撮影できるように、部屋の前後にもビデオカメラを設置したりして、模擬授業の研究に対応している講義室もある〔資料 52〕。また、教職キャリア高度化センターに設置されている未来教室対応・高度化授業研究室やミニシアター、アクティブ・ラーニング棟の多目的演習室など、多様な活動を可能とする教室も整備され、授業において積極的に活用している〔資料 53〕〔資料 54〕。

院生が、自主的に学習や研究ができるように院生のための部屋をコース・プログラムごとに整備している。学校臨床力高度化系では、個別の学習ができる「院生自習室」、教材開発などの研究ができる「院生教材開発室」、模擬授業の研究を行うための「院生授業研究室」、院生のさまざまな交流のための「院生交流室」を整備している〔資料 10 pp.47-48〕。教科研究高度開発系では、教育学研究科設置時に設けられていた院生学習室を転用すると同時に、教科を跨ぐ学びの組織であるプログラムへと改変されたことを踏まえて、従来の教科にとらわれず院生が各学習室を利用できるように配慮している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 52〕 講義室設備・講義用視聴覚機器一覧

〔資料 53〕 教育創生リージョナルセンター機構リーフレット

〔資料 54〕 多目的共用施設(アクティブ・ラーニング棟)

〔前掲資料 10〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025 年度版（別冊）

観点 5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

情報処理センターには端末室が整備されており、院生のパソコン等を利用した自主的学修の環境が整えられている。また院生は、院生室をはじめ学内の各所に設置された無線 LAN のアクセスポイントを利用し、大学が提供するウェブサービスやインターネットを利用することができる〔資料 52〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 52〕 講義室設備・講義用視聴覚機器一覧

観点 5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学術情報資料については、院生室に図書や学術雑誌、また各出版会社のほとんどすべての教科書を整備し、授業研究用の映像コンテンツも購入・配架している。附属図書館では、学校教育の実践研究に有用な資料の収集に努めてきており、ほとんどすべての教科書や各種教育雑誌を収集するなど、実践的な研究のための資料を揃えている。また、附属図書館には、ラーニングコモンズなどの学習スペースが整備され、学生・院生の自主的学習の環境が整えられている。本研究科の院生は、連合参加大学の図書館も共同利用している。さらに、京都府・市の両教育委員会のカリキュラム開発センターの利用も可能となっている。

教職大学院の年報、修了論文、修了論文の要旨を閲覧できるように院生室に配置している。年報については、附属図書館のリポジトリで閲覧、ダウンロードすることもできる。

《必要な資料・データ等》

〔資料 55〕 図書館利用案内

〔前掲資料 10〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科学校臨床力高度化系ハンドブック 2025 年度版（別冊）

観点 5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

複数のキャンパスはない。

《必要な資料・データ等》

なし

観点5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教育研究環境を整備するために、連合教職実践研究科の共通経費が配当されている。研究科共通経費は、研究科全体の教育研究に必要な経費であり、上海師範大学との交流、日本教職大学院協会研究大会参加に要する経費、実践報告フォーラムの開催に必要な経費などに充てている（資料 令和7年度連合教職実践研究科共通経費執行計画）。さらにそれぞれの系で共通に用いる経費のために系共通経費も確保している。系の共通経費により、院生室のプリンターのインクやコピー用紙など消耗品の購入、実習指導やフォローアップの旅費など系の教育活動や運営に必要な経費について予算措置がなされている〔資料56〕〔資料51〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料56〕 京都教育大学令和7年度予算書

〔前掲資料51〕 連合教職実践研究科令和7年度予算配当一覧

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準領域6 教育研究実施組織

基準6-1

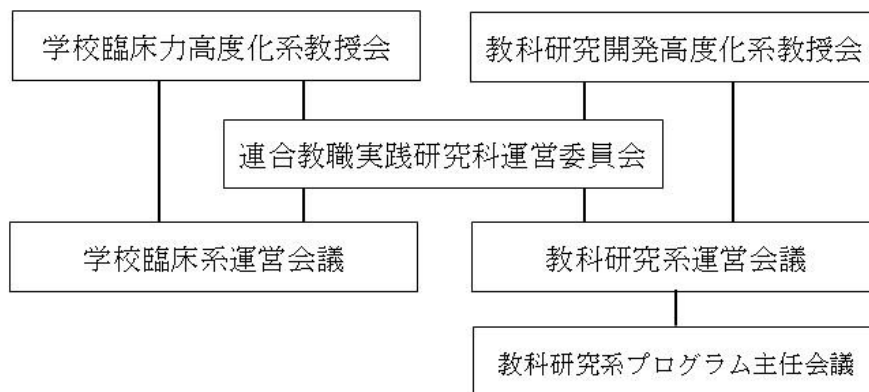
○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

観点6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

連合教職実践研究科運営委員会を設置し、教授会の1週間前に会議を行い、運営に必要な審議、協議を行っている〔資料57〕〔資料58〕。また2つの系で個別に協議する必要があるため、それぞれの系に必要な会議を行っている。学校臨床力高度化系では、系の主任、副主任、コース主任、実務家教員2名による系会議を必要に応じて開催し、必要な協議を行っている〔資料59〕。また教授会終了後に教員連絡会議を行い、情報共有、意見交換の場を設けている。また必要に応じてコース会議も随時行っている。教科研究開発高度化系では、コース・プログラム主任会議を定期的に行い、運営に必要な打ち合わせ、協議を行っている〔資料60〕。また両方の系の間で調整が必要な事柄を話し合うために、系主任・副主任の打合せの会議を必要に応じて行っている。また両方の系の実務家教員の打ち合わせの会議も月1回程度行っている。このように両方の系の間での意思疎通を密にし、課題の共有や改善策の検討などを行っている。

組織図



《必要な資料・データ等》

- 〔資料57〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授会（議事次第、令和6年度開催分）
- 〔資料58〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科運営委員会（議事次第、令和6年度開催分）
- 〔資料59〕 学校臨床力高度化系会議（議事次第、令和6年度開催分）
- 〔資料60〕 教科研究開発高度化系運営会議（議事次第、令和6年度開催分）

観点6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学校臨床力高度化系では、京都教育大学の場合は連合教職実践研究科所属の大学院担当教員として配置されている。その専門は、共通科目のすべての領域をカバーできるように専門性を考慮した人事を行っている。連合参加大学には、共通科目の各領域の専門を割り当てて、教職大学院教育を行っていくうえで必要な教員の専門性のバランスをとるようにしている。実務家教員は、校長等を定年退職した教員、教育委員会から派遣される教員が配置され、主として学部新卒院生の指導に当たっている。

教科研究開発高度化系では、教員が13の専攻および各センターからなる学部組織にも属していることから、同組織および2コースそして6プログラムからなる大学院組織の二重化された教員組織を構成している。実務家教員は、校長を定年退職した教員、教育委員会派遣のみなし実務家教員、附属学校園教員（併任）によって構成されている。

また両方の系には、教職キャリア高度化センターの教員も兼任で授業の担当や院生指導を行っている。

《必要な資料・データ等》

- 〔前掲資料3〕 2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）
- 〔前掲資料36〕 令和7年度教職員一覧

観点6-1-3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本研究科専任の教員は、基幹大学である京都教育大学所属の研究者教員並びに実務家教員〔資料61〕、本学附

属学校園教員（教科研究開発高度化系）の実務家教員（併任）、連合参加9大学所属の研究者教員（学校臨床力高度化系）、連携する京都府・市の両教育委員会所属の実務家教員で構成されている。連合参加大学、連携教育委員会に所属する専任教員の「人事権」はそれらの機関に属している。各大学・機関に所属する教員の本研究科への派遣については事前に本研究科との協議・調整によることとしている。この協議・調整においては、本研究科の教育研究機能の維持と向上に向けて、本研究科に勤務する教員の年齢、性別、専門領域、実務経験等に関して最大限の便宜を図ることを合意し、一定のバランスが維持されている。

京都教育大学所属の研究者教員の採用、昇任等については、「京都教育大学教員選考基準」〔資料62〕「連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準 II. 研究者教員業績審査基準」〔資料63〕「大学院連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準内規 I. 研究者教員」〔資料64〕の規定により行われる。実務家教員の採用については、「京都教育大学教員選考基準」〔資料62〕「連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準 III. 実務家教員業績審査基準」〔資料63〕「大学院連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準内規 II. 実務家教員」〔資料64〕の規定により行われる。

教育委員会から派遣される実務家教員、本学附属学校園所属の教員の採用については、「教育委員会から派遣される教員及び本学附属学校から採用する教員の大学院連合教職実践研究科担当教員資格に係わる業績等について（申合せ）」〔資料65〕の規定により行われる。

採用、昇任は、本学の人事委員会、人事教授会で審議される。連合参加大学から派遣される教員の人事に関する事項については、学校臨床力高度化系教授会の議題となる。教育委員会から派遣される実務家教員の人事に関する事項は、連合教職実践研究科運営委員会の審議を経たうえで、連合教職実践研究科の教授会が人事教授会に、教育委員会から派遣されるみなし実務家教員の人事に関する事項は、連合教職実践研究科運営委員会の審議を経たうえで、連合教職実践研究科の教授会が人事委員会に、それぞれ審議を委ねることになっている。審議の際には、研究者教員の実務経験と実践研究の業績、実務家教員の学術的業績についても考慮している。

実務家教員の採用にあたっては、京都教育大学所属の教員については、連携教育委員会及び公立学校において定年年齢を迎えた管理職等経験者の中から、連携教育委員会との協議の下で候補者を決定している。任期は2年で本学の定年年齢である65歳までの雇用となる。連携教育委員会所属の派遣教員については、総合教育センター所属の指導主事等から、実務家教員の資格審査基準を基に適任者を派遣することとなっている。

上記のように、連合体であることから、連携している機関とも綿密に連携しながら教員採用を進めており、教職大学院の教育研究を進めていくうえで必要な教員を配置することができている。

《必要な資料・データ等》

〔資料61〕 京都教育大学連合教職実践研究科特任教員に関する特例規程

〔資料62〕 京都教育大学教員選考基準

〔資料63〕 大学院連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準

〔資料64〕 大学院連合教職実践研究科担当教員の資格に係わる業績審査基準内規

〔資料65〕 教育委員会から派遣される教員及び本学附属学校から採用する教員の大学院連合教職実践研究科担当教員資格に係わる業績等について（申合せ）

観点6-1-4 授業や学生指導に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

時間割について、7時限（20時00分から21時30分）の授業開講数を制限・調整するようにして、時間割による教員間の負担の不公平が生じないように配慮している。

学校臨床力高度化系では、担当授業科目数、指導担当の院生数、系の業務について公平となるように割り当てを行い、負担の偏りが生じないように配慮している。なお連合参加大学から派遣されている教員の所属大学での業務については、各大学で雇用条件等全く異なるため、学校臨床力高度化系において統一的に調整することはできない。したがって、前回指摘された学部での担当授業数の差は考慮することはできない。

教科研究開発高度化系では、大学院での授業負担は偏りが生じないように配慮し、分担を決めている。学部の授業については、分野により大きな差が生じているのが現状である。分野により授業のあり方が異なり、単純に授業担当数のみで判断することができないこともあり、大学全体の業務も含めて公平になるように努めている。具体的には、各教員の授業負担や様々な業務の分担を把握し、それを業績評価にも反させながら各教員の間に不公平感が生じないように配慮している。

《必要な資料・データ等》

なし

（基準の達成状況についての自己評価：C）

基準6-2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、またFDに取り組んでいること。

観点6-2-1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

研究科全体の取り組みとしては、日本教職大学院協会研究大会への参加、実践報告フォーラムの実施、そして連合教職実践研究科年報の発行がある。日本教職大学院協会研究大会へは、有志であるが共通経費からの補助により、教員、院生とが共に参加し、教師教育に関する今日的課題について学ぶ機会となっている。

実践報告フォーラムは、教職大学院における教育研究活動に関して、外部専門家による講演を受けてシンポジウムを実施している。令和5年度では「『生徒指導提要』改訂をどのように受け止めるのか」、令和6年度では「教職を目指す学生における学部と教職大学院との接続」をテーマにして、講演とシンポジウムを行った〔資料66〕。

「京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報」は、教職大学院における教育に関する「特集」の他、研究論文、修了論文、「実践報告フォーラム」（院生・修了生報告及びシンポジウム）などを掲載し、研究成果の共有、発信を行っている〔資料67〕。

学校臨床力高度化系では、科学研究費補助金の申請を繰り返し行い、共同研究の環境整備に努めており令和6年度から3年間、科学研究費を得て共同研究を行うことができるようになった。テーマは、「学校における安定的人的条件整備のための教職支援ネットワークに関する開発的実践研究」であり、教育委員会とも連携して研究を進めている〔資料68〕。

毎年8月11日に、修了生も交えて教育研究会を行っている。令和5年度では、宇治児童相談所から講師を招き「児童相談所の実際&児相から学校への期待」というテーマの講演とディスカッション、令和6年度ではスタンフォード大学の専門家による「From STEM into STEAM一次世代の人材像とその育成にむけた取組み」という講演とディスカッションを行った〔資料31〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料66〕 実践報告フォーラム関係資料（チラシ、アンケート）

〔資料67〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報

〔資料68〕 科学研究費補助金研究計画書

〔前掲資料31〕 令和6年度紫連会総会次第・教育研究会次第

観点6-2-2 教職員の協働によるFDの活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

授業アンケート（年2回）〔資料23〕〔資料24〕、系アンケート（年1回）〔資料25〕を実施し、それぞれの系で分析し、院生にも公表しながら、改善のための取り組みを行っている。授業アンケートについては、大学院連合教職実践研究科自己点検評価委員会に結果を報告しているが、その際に、両系の共通の項目についてその結果についてすり合わせを行い、共通点と各系固有の問題について、系主任系副主任の会議の場で検討するようにしている。

学校臨床力高度化系では、授業アンケートについて、すべての教員が担当している授業科目のアンケート結果を分析し、コメントを提出するようにしている。それをまとめて整理し、院生にも公表している〔資料26〕。これにより教員間でも授業に関わる取り組みについて共有し、改善に役立てるようにしている。また令和6年度の後期には、授業研究会も行い、授業のあり方について意見交換も行った。こうした取り組みを通じてFDに協働して取り組んでいる〔資料69〕。

教科研究開発高度化系では、令和7年度の後期に授業研究会を行い、授業のあり方について教員間で検討することを予定している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料23〕 学校臨床力高度化系授業アンケート集計

〔前掲資料24〕 教科研究開発高度化系授業アンケート集計

〔前掲資料25〕 2024年度系アンケート分析（学校臨床力高度化系）

〔前掲資料26〕 授業アンケートコメント+分析（学校臨床力高度化系）

〔資料69〕 授業研究会次第 20241204

観点6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

事務局に総務・企画課教職大学院グループが組織されており、研究科全体の運営、特に連合参加大学、連携教育委員会との会議の運営、さらには教育研究に関わる様々な支援を行っている〔資料70〕。総務・企画課教職大学院グループは実践報告フォーラムでは実行委員会のもと業務に携わり、連携をとりながらその活動を進めている。上海師範大学との交流についても密接に連携して取り組みを進めている。

その他、様々なことで事務職員と連携している。例えば、教職専門実習に関わって教務課からの意見、提案を受けながら、配慮を要する院生の実習指導に取り組んだり、会計課・施設課と密接に連携して、院生自習室の大幅な改修に取り組み、院生のための学習環境の改善、整備に取り組んだりした経験がある。事務職員との連携は常に意識し、教育研究活動や研究科の運営に取り組んでいる〔資料71〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料70〕大学の機構図

〔資料71〕事務手続き案内（大学教員への案内）

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準領域7 点検評価と情報公表**基準7-1**

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教職課程に関する自己点検・評価を行う組織として、「国立大学法人京都教育大学連携協議会」（以下、連携協議会）〔資料37〕並びに「国立大学法人京都教育大学大学院連合教職実践研究科自己点検評価委員会」（以下、自己点検評価委員会）〔資料72〕を設置して外部の委員の評価を受けながら取り組んでいる。また京都教育大学として学部も含めた教職課程の自己点検評価を行い、その結果の公表に努めている。

具体的には以下のように取組を進めている。

第一に、連携協議会では連合教職実践研究科の全体的な取組状況を報告するとともに、教職課程の評価について外部委員に報告し、意見を受けている。ICT活用の授業などの意見を受けて、それに関連する授業の充実に取り組んだ実績がある〔資料73〕。

第二に、各種のアンケートを実施し、自己点検評価委員会で報告している〔資料74〕。そのために、すべての授業を対象に、授業評価アンケートを通して院生による授業評価を実施し、全体集計および現職教員院生・学部新卒院生別集計を行い、表とグラフでその結果を示している〔資料23〕〔資料24〕。その他、年1回、系ごとのアンケートも実施し、カリキュラム、履修指導、実習、研究、施設・設備、本研究科入学による成果などについて院生による評価を受けている〔資料25〕。

評価結果については、評価・FD担当者を中心に、全体の傾向についての分析を行い、成果と課題について考察したうえで、それを系教授会において審議、確定している。その結果を院生及び自己点検評価委員会に報告し、それぞれから意見を聴取している。院生とは、「院生・教員連絡協議会」や院生・教員交流集会などにおいて、直接、意見交換を行っている。

学校臨床力高度化系では、各教員には、自分の担当した授業の評価結果について分析し、必ず成果と課題などについて見解をまとめるように依頼している。それを資料として整理し、系教授会において報告、意見交換を行うことにより、共有化を図っている〔資料26〕。令和6年度の授業評価の結果では、経年変化で相対的にみると否定的回答が微増してきており、授業内容・方法が院生の学びに適合していないという実態を読み取ることができた。系教授会や教員連絡会議でその改善策について協議を重ねてきている。

自己点検評価委員会では、毎回、授業アンケートの結果などを基に、カリキュラムのあり方、その評価の必要性について指摘を受けている。その意見について運営委員会で共有し、各系の取り組みに生かすように努めている。

第三に、FDの一環として授業研究会を実施し、授業科目及びカリキュラムの自己評価の機会としている。学校臨床力高度化系では、令和6年度は12月に授業研究会を行った。授業アンケートや系アンケートで浮かび上がった課題を踏まえながら、事前に指定された授業科目を他教員が参観し、主にそこでの教育目的・教育内容・教育成果に関して、事後の意見交換を行っている。その中で、各教員の授業に対する考え方や方向性を問い直すだけでなく、参観した授業を具体的な事例として協議することで、教職大学院としてのカリキュラムの在り方やねらいについて自己評価を行い、改善策について検討することができている〔資料69〕。

教科研究開発高度化系では、令和7年度12月の教科系教授会において、授業研究会を実施する予定である。研究会の前半は授業アンケートで浮かび上がった課題について教員間で共通理解するとともに、後半は多人数講義における授業の概要とその工夫について、具体的な事例をもとに協議することで、教員全体の授業力の向上につながる取組を行っていく。

第四に、京都府・市の両教育委員会を訪問し、在学する現職教員院生の状況について報告するとともに、修了生の勤務状況について意見聴取をし、教職大学院教育の成果について確認するようにしている〔資料29〕。初任者修了生については、京都府・市を中心に毎年約20名程度の初任者修了生の勤務する学校を訪問し、修了生本人から勤務状況を聴取するとともに、校長からの勤務状況に対する評価も聴取し、その成果について自己点検・評価を行っている〔資料28〕。

学校臨床力高度化系では修了生についても、例年8月に開催する「教育研究会」においてアンケートを実施し、教職大学院の学びがどのように生かされているか意見を求めている〔資料33〕。こうした取組により校長の意見、修了生の意見をカリキュラムや授業内容の自己点検・評価に活かし、改善に努めている。

学校臨床力高度化系では、以上のような取り組みを踏まえて自己評価書を作成し、それを基に系全体で共有して、教職課程の自己点検評価を実施している〔資料75〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料37〕 国立大学法人京都教育大学連携協議会設置要項

〔資料72〕 国立大学法人京都教育大学大学院連合教職実践研究科自己点検評価委員会規程

〔資料73〕 国立大学法人京都教育大学連携協議会（議事次第、令和6年度開催分）

〔資料74〕 国立大学法人京都教育大学大学院連合教職実践研究科自己点検・評価委員会（議事次第、令和6年度開催分）

〔前掲資料23〕 学校臨床力高度化系授業アンケート集計

〔前掲資料24〕 教科研究開発高度化系授業アンケート集計

〔前掲資料 25〕 2024 年度系アンケート分析（学校臨床力高度化系）
 〔前掲資料 26〕 授業アンケートコメント＋分析（学校臨床力高度化系）
 〔前掲資料 69〕 授業研究会次第 20241204
 〔前掲資料 29〕 2025 年度 府教育局及び地教委訪問日程
 〔前掲資料 28〕 フォローアップ実施要項（学校臨床力高度化系）
 〔前掲資料 33〕 令和 6 年度教育研究会アンケート
 〔資料 75〕 自己評価書（学校臨床力高度化系）

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

教育研究活動等の状況並びに成果の発信は、以下のように実施している。

第一に、ホームページにおける情報発信である。本研究科のホームページを作成し、必要に応じて更新を図ることにより、広く社会に対して情報発信を行っている。本研究科の理念、カリキュラム、評価関連、入試関連、各種行事の情報などを掲載している〔資料 76〕。

第二に、教育委員会の訪問を積極的に行い、教職大学院教育の意義や本研究科の取組、成果について、資料をもとに説明し、発信を続けている〔資料 29〕。

第三に、各種行事を通じてである。一つは、大学院説明会の開催である〔資料 8〕〔資料 9〕。年 3 回開催し、教職大学院の入学を検討している方々を対象に、本研究科の理念、カリキュラム、活動状況等を説明している。二つには、毎年 2 月に開催している「実践報告フォーラム」である〔資料 66〕。系主任から 1 年間の活動報告が、各系の代表院生から学びの成果として修了論文に係る研究報告、及び「院生・教員連絡協議会」の活動報告がそれぞれ行われる。最後に、毎年 8 月に開催する「紫漣会総会並びに教育研究会」である〔資料 31〕。「紫漣会」とは、本研究科学校臨床力高度化系の同窓会組織であり、「紫漣会院生・修了生研究支援事業」として、院生・修了生の研究に対する助成事業も行っている。「紫漣会総会」は、事業報告のほか、研究支援事業の対象となった研究の成果発表も行われ、教育研究活動の成果発信の機会にもなっている。

第四に、「京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内」（以下、「研究科案内」と記す）〔資料 3〕及び『京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報』（以下、『年報』と記す）〔資料 67〕を通じてである。「研究科案内」では、本研究科の理念、カリキュラム、院生、修了生の声、教員の専門などを掲載し、その様子をわかりやすく発信する工夫をしている。『年報』は、毎年 1 回発行している本研究科の研究紀要である。基本的な構成としては、教職大学院教育をめぐる課題をテーマとした特集論文、教職員（退職者含む）・在籍院生・修了生並びに連携している教育委員会関係者・学校関係者から投稿を募る自由研究論文（「紫漣会院生・修了生研究支援事業」対象研究の成果報告論文を含む）、院生の修了論文（各系 2 編ずつ、計 4 編）、修了生フォローアップの結果とその分析、「実践報告フォーラム」の記録並びに報告、「院生・教員連絡協議会」の活動報告、修了論文の題目一覧、本研究科の行事・活動報告からなっている。刊行した『年報』は、本学の機関リポジトリ並びに学校臨床力高度化系ホームページにて一般に電子公開されている。また、京都府・市教育委員会並びに連携協力校にも冊子体で献本している。

第五に、本研究科の動画を作成しホームページ上で公開するとともに、大学院説明会の会場で動画を再生し、参加者に視聴してもらっている〔資料 77〕。

最後に、毎年、『教職課程』に広告を掲載している〔資料 78〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 76〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科HP
 〔前掲資料 29〕 2025 年度 府教育局及び地教委訪問日程
 〔前掲資料 8〕 大学院説明会チラシ
 〔前掲資料 9〕 大学院説明会実施要項
 〔前掲資料 66〕 実践報告フォーラム関係資料（チラシ、アンケート）
 〔前掲資料 31〕 令和 6 年度紫漣会総会次第・教育研究会次第
 〔前掲資料 3〕 2026 京都教育大学大学院連合教職実践研究科案内（別冊）
 〔前掲資料 67〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報
 〔資料 77〕 京都教育大学大学院連合教職実践研究科動画（<https://youtu.be/hy-E0Iqn59g>）
 〔資料 78〕 広告（『教職課程』）

（基準の達成状況についての自己評価：B）

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	チェック欄 (該当 <input checked="" type="checkbox"/>)	(上段) 項目 (下段) 根拠法令等	評価基準 観点等	根拠資料等
1	<input checked="" type="checkbox"/>	教育課程連携協議会の設置、産業界等（教育委員会）との連携による教育課程の編成、実施・評価 専門職大学院設置基準第6条第3項、第6条の2	2-1 4-1	〔前掲資料37〕国立大学法人京都教育大学連携協議会設置要項 〔資料79〕国立大学法人京都教育大学連携協議会議事録
2	<input checked="" type="checkbox"/>	5領域についての授業科目（共通科目）の開設 （1）教育課程の編成及び実施に関する領域・ 平15年告示第53号第8条第1項	2-1	〔前掲資料11〕2025年度連合教職実践研究科学生便覧（別冊） シラバス（基礎データで確認）
3	<input checked="" type="checkbox"/>	1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定 専門職大学院設置基準第11条	2-2	〔前掲資料11〕2025年度連合教職実践研究科学生便覧（別冊）
4	<input checked="" type="checkbox"/>	修了要件単位数（45単位以上） うち実習10単位以上 専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	〔前掲資料2〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則
5	<input checked="" type="checkbox"/>	学生に対する評価及び修了の基準の明示等 専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	〔前掲資料2〕京都教育大学大学院連合教職実践研究科規則 〔前掲資料11〕2025年度連合教職実践研究科学生便覧（別冊）
6	<input checked="" type="checkbox"/>	専任教員数 平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	（基礎データで確認）
7	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員数に対する実務家教員数（4割以上） 平15年告示第53号第2条第5項	6-1	（基礎データで確認）
8	<input checked="" type="checkbox"/>	必置実務家教員のうちみなし専任教員の割合（3分の2の範囲内） 平15年告示第53号第2条第2項	6-1	（基礎データで確認）
9	<input checked="" type="checkbox"/>	みなし専任教員の業務要件（授業担当年間4単位以上ほか） 平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	（基礎データで確認）
10	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員のうち教授の割合（必置の専任教員の半数） 平15年告示53号第1条第7項	6-1	（基礎データで確認）
11	<input checked="" type="checkbox"/>	SD研修に該当する機会の設定等 大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	〔資料80〕SD研修実施状況一覧

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等なし